

～トピックス～

1. 役員報酬総額の上限を超えていませんか？
2. 税務カレンダー（2023年2月、3月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

自身は成功の秘訣であるが、空想は敗事の源泉である

岩崎弥太郎（三菱グループ創始者）

※経営者100の言葉より引用

役員報酬総額の上限を超えていませんか？

◆役員報酬（＝役員給与）を決める機関

会社法で、役員報酬は、定款にその事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるとされています。役員報酬の改定をするたびに定款の変更をすることは手間が掛かるので、株主総会の決議で決めている会社が多いのではないのでしょうか。

また、株主に同族でない人がいる場合は、できるだけ各個人の役員報酬額は開示したくないとして、その決定を取締役に委任しているケースが多いものと思われる。

◆過大な役員給与の損金不算入

法人税法で、役員給与のうち、不相当に高額な部分の金額は、過大な役員給与として損金の額に算入されないこととなっています。過大部分の額の判定基準等として、法人税法施行令で、実質基準と形式基準が示されています。

実質基準とは、役員の職務内容や法人の収益、使用人に対する給与の支給状況、類似法人の役員給与の支給状況を総合勘案して算定した額を基準とするものです。

形式基準とは、定款の規定又は株主総会等の決議によって定められている給与として支給することができる限度額を基準とするものです。

それぞれの基準で適正と認められる額を超えるものが過大部分の額とされ、いずれか多い金額が過大な役員給与として損金不算入となります。

◆株主総会で決めた総額を超えないよう注意

実質基準の金額は算定が難しいので過大部分があるかどうかすぐにはわかりません。（過大な部分がないとするためには、役員給与額を決めた根拠等を書面で準備しておく必要があります。）

一方、形式基準は、過去に決めた金額があるので、それを超えている場合は過大とみなされます。

株主総会で決めた総額の範囲内であれば、次の事業年度開始から3か月以内に取締役会で新役員給与を決めることができるので、毎年、取締役会でのみ報酬額の改定をしている会社が多いのではないのでしょうか。

取締役会で決めた個々の役員給与の合計額が、いつの間にか、株主総会で決めた総額（＝役員報酬額の上限額）を超えていると形式基準で即刻アウトとなります。改定時には、常に、以前株主総会で設定した上限額の確認を怠らないことが肝要です。

2023年2月の税務

2月10日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月28日

- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 前年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
- 前年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付(2月中において市町村の条例で定める日)

2023年3月の税務

3月10日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月15日

- 前年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
- 前年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出(延納期限:5月31日)
- 個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内)
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
- 財産債務調書・国外財産調書の提出(令和4年分。令和5年分以降は6月30日)

3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

おすすめ書籍のご紹介

最高のリーダーは、チームの仕事をシンプルにする



| | | | |
|------|----------------|---------------|---------------|
| ジャンル | リーダーシップ・マネジメント | | |
| 著者 | 阿比留眞二 | | |
| 出版社 | 三笠書房 | | |
| 定価 | 1,430円(税込) | 出版日 | 2016年10月19日 |
| 評価 | 総合 3.7 ★★★★★ | | |
| | 革新性 3.0 ★★★★★ | 明瞭性 4.0 ★★★★★ | 応用性 4.0 ★★★★★ |

いいリーダーの条件とは何か、どうすればいいリーダーになれるのか——。おそらくこれは、ビジネスパーソンにとって永遠の問いではないだろうか。

その証拠に、書店に行けば、リーダーのあり方を説く書籍が多く見つかる。それだけ多くの人がマネジメントに悩み、「どうすればチームの成果が上がるのか」「チームをどう率いていけばいいのだろう」といった課題意識を持っているのだろう。

本書のキーワードは「仕事をシンプルにする力」だ。著者は「できるリーダー」と「できないリーダー」の違いは「仕事をシンプルにする力」の有無にあると語っている。

仕事をシンプルにする力とはどのようなものか。それは、周りの状況を把握し、「やるべきこと」と「やるべきでないこと」を切り分けて、「やるべきこと」を効率的、生産的に進める力だ。「できないリーダー」が「あれも、これも」と欲張って手を広げるのとは対照的である。本書には、仕事をシンプルにするための考え方やメソッドが、さまざまな観点から解説されている。

◆◆◆詳細が気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>